

## 中央防波堤埋立地に係る境界確定請求事件における第一審判決の概要

### 1 判決内容

原告（大田区）と被告（江東区）との中央防波堤埋立地付近における境界を、別紙1の図面のC、C、F、Gの各点を順次結ぶ東京港臨海道路の道路中心線及び中央防波堤外側その1埋立地の東端線と確定する。

【江東区 79.3%（399.0ha）：大田区 20.7%（104.2ha）】

### 2 判決理由

◆判例後段適用（判例前段に記載の「区分線」はない）の上で現在の水際線からの等距離線主義によるべきこと

【参考】最高裁 S61 判決（抜粋）

まず、江戸時代における関係町村の当該係争地域に対する支配・管理・利用等の状況を調べ、そのおおよその区分線を知り得る場合には、これを基準として境界を確定すべきものと解するのが相当である。（前段）

そして、右の区分線を知り得ない場合には、当該係争地域の歴史的沿革に加え、明治以降における関係町村の行政権行使の実状、国又は都道府県の行政機関の管轄、住民の社会・経済生活上の便益、地勢上の特性等の自然的条件、地積などを考慮の上、最も衡平妥当な線を見いだしてこれを境界と定めるのが相当である。（後段）

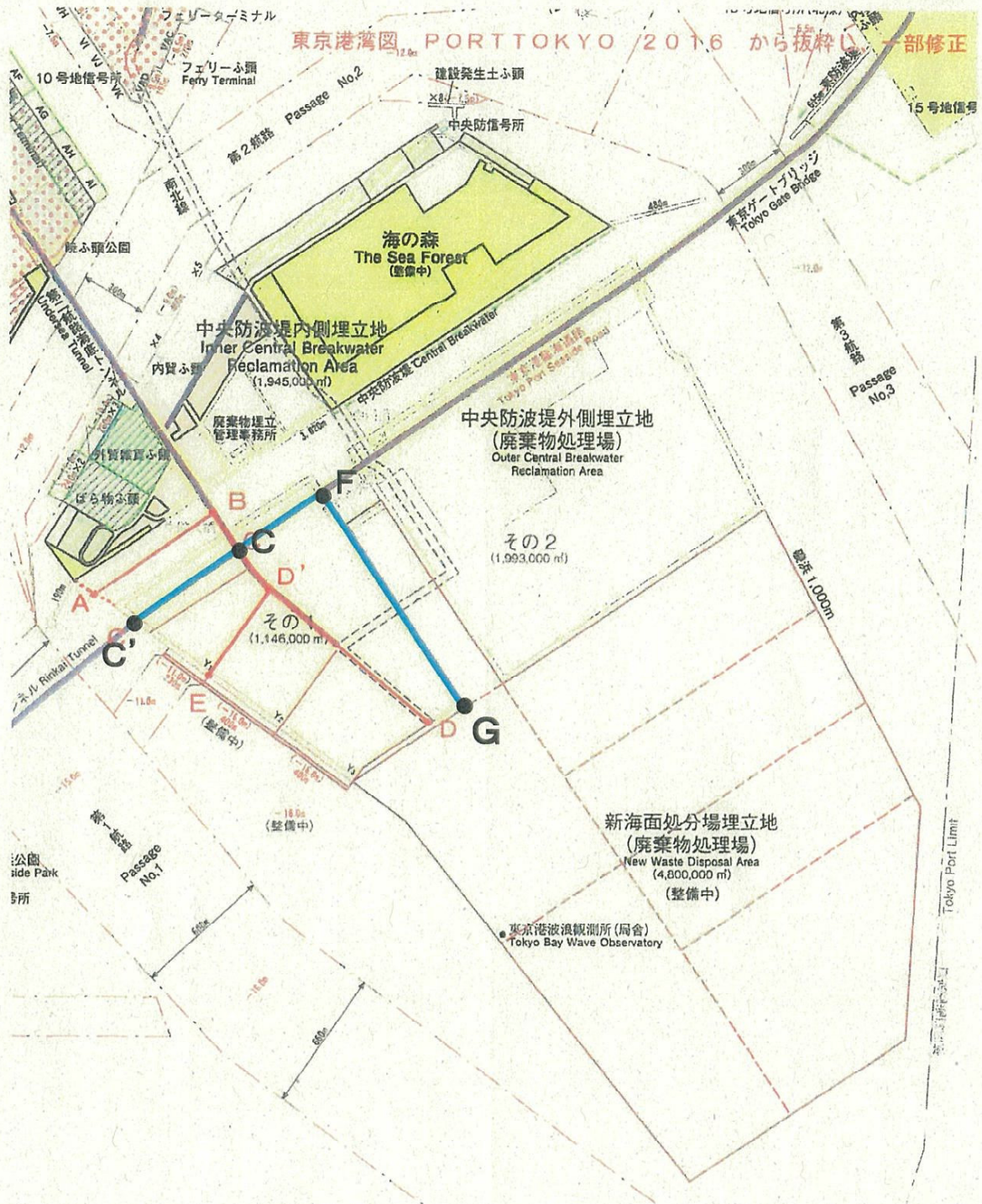
◆その上で、

- ① 歴史的沿革
- ② 明治以降における行政権行使の実状
- ③ 行政機関の管轄
- ④ 住民の社会・経済生活上の便益
- ⑤ 地勢上の特性等の自然的条件
- ⑥ 地積

などを考慮の上、最も衡平妥当な線を見いだして境界を定めるべきだが、①②③④⑥などの事情は、いずれも直ちに境界を定められるほど決定的な事情とはいえないから、⑤地勢上の特性に基づき、等距離線を基礎としつつ、これを適宜修正して境界線を確定すべき

◆なお、この適宜修正の具体的な内容は

- ①中防外側埋立地その1のふ頭用地とコンテナ関連施設（バンプール及びシャーシプール）は同一区（大田区）に帰属させるべき
  - ②海の森水上競技場は同一区（江東区）に帰属させるべき
- という2つの内容に集約される。



C点：青海縦貫線（中防大橋）の道路中心線と東京港臨海道路の道路中心線との交点

C'点：東京港臨海道路の道路中心線と 外側その1埋立地南西側埋立法線との交点

F点：東京港臨海道路の道路中心線と外側その1埋立地東端線との交点

G点：外側その1埋立地の南東端